様式例５

設立時の負債内訳書

（借入れに係るもの）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 借 入 先 | 借 入年 月 日 | 借入金額（円） | 借 入 金 の 使 途 | 返済額（円） | 未 返 済 額 |  | １月当返済額（円） | 拠 出 者 |
| 拠出財産（円） | その他（円） | 負債引継額（円） | その他（円） |  |
| ○○銀行○○支店 | 平成○○年○○月○○日 |  | ○○○ | 運転資金 |  |  |  |  |  | ○○ ○○ |
| 小　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

※　借入金の使途における拠出財産の項目は「医療用器械備品」と一括りにするのではなく、記載例のように具体的に（「設立財産目録の明細書」や「減価償却費計算書」における個々の拠出資産の名称で）記載すること。

（リース物件に係るもの）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| リース元 | リース物件 | 規格数量 | リース期間 | 取得価額相当額（円） | 既支払額（円） | 負債引継額（円） | １月当リース料　　　　　（円） | 拠 出 者 |
| ○○リース株式会社 | ○○○（形式） |  | 平成○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日 |  |  |  |  | ○○　○○ |
| 小　　計 |  |  |  |  |

（買掛金に係るもの）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支　　払　　先 | 品　　　　名 | 令和○○年○○月の買掛金残高（円） | 負債引継額（円） | 拠　出　者 | 備　　　考 |
| ○○薬品○○営業所 | 医薬品 |  |  | ○○　○○ |  |
| △△薬品△△営業所 | 診療材料 |  |  | ○○　○○ |  |
| 小　　計 |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 負債引継額　合　計 |  |

**（作成上の注意）**

１．現物拠出（寄附）財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことが可能である。ただし、負債引継ぎの対象となる現物拠出（寄附）財産は、「設立財産目録の明細書」に記載されているものに限る。

なお、**運転資金に係る金銭拠出（寄附）に要した費用については、医療法人に引き継ぐことはできない。**

　　借入時と取得時の年月が離れている場合は、借入金の使途とは判断されず負債引継対象外となる場合があるので留意すること。

　　借入金の一部を医療用器械備品等の取得に当てた場合は、未返済額を按分して引継ぎが可能な負債額を求めること（按分計算書を添付）。

　（上記の例）未返済額９００万円×医療用器械備品等の取得に当てた費用８００万円／当初借入金１，０００万円＝引継ぎ可能な負債額７２０万円

　　また、当初借入金の金額を医療用器械備品等の取得に当てたが、その後借換えを行ったため、拠出財産と未返済額との間に直接関係がなくなって　　　しまった場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債額を求めること。

　（例）当初１，０００万円を借入れ、未返済額が６００万円になった時点で、借換えを行い新規借入れ４００万円を含め新たに１，０００万円の借入れを起こし、現在の未返済額が３００万円である場合（借換え借入金のうち新規４００万円は、運転資金に消費したものとする。）

　　借換え借入金未返済額３００万円×当初借入金の未返済額６００万円／借換え借入金１，０００万円＝引継ぎ可能な負債額１８０万円

２．負債額を証明するための添付書類として、以下のものを添付すること。

　【借入れに係るもの】（次のうち該当書類を添付すること。）

金銭消費貸借契約証書、返済計画書等、拠出財産に係る売買契約書・請求書並びに領収書、負債残高証明及び債務引継承認願

※共通経費の按分等により、売買契約書等から各拠出財産の取得価額が読み取れない場合は、計算書（様式任意）を作成の上、併せて提出すること。

【リース物件に係るもの】（次のうち該当書類を添付すること。）

（ファイナンス・リース契約によるもので、医療法人設立後、リース取引に係る会計基準による処理を行う場合）

　　リース契約書、支払計画書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願

　　※負債引継の対象となるリース資産は、財産として拠出されることが前提のため、「設立財産目録の明細書」に記載されているものに限る。

※割賦販売（分割払）については、リース物件に準じて記載すること。この場合、「リース（物件）」との記載を「割賦販売」に修正すること。

　　　（なお、負債引継の対象資産は、リース資産と同じく「設立財産目録の明細書」に記載されているものに限る。）

　【買掛金に係るもの】拠出財産に係る売買契約書・請求書並びに領収書、買掛金引継承認願